

第 86 回北九州市都市計画審議会 議事要旨  
(主な質問・意見と回答)

議題第 376 号 北九州広域都市計画道路の変更について (北九州市決定)  
野面木屋瀬線ほか 1 路線【八幡西区】

○質問・意見

1. この路線の見直しを行った理由を教えてください。
2. 建築制限など私権に制限がかかる案件なので、他にも見直しを進めるべきところがあるのではないか。

○回答

1. 野面木屋瀬線は、昭和 47 年に都市計画決定された路線であるが、将来交通量や周辺への影響などの調査検討を進めた結果、将来交通需要が見込めず、周辺道路が代替路の役目を果たすことが判明をしたためである。また、計画道路の区域内にかかっている建築制限を速やかに解除するためである。
2. 都市計画道路の必要性に変化が生じたときには、変更、廃止など必要な見直しを適宜行っていく予定である。市内で長期未着手となっている路線について、調査を並行して進めており、結果が判明次第、速やかに見直しの手続を行う。

議題第 377 号 建築基準法第 51 条の規定によるごみ処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について【若松区】

○質問・意見

なし

議題第 378 号 (仮称) 下関北九州道路都市計画手続きと並行して行う環境影響評価方法書について (報告)

○質問・意見

1. 環境アセスメントを都市計画手続きと並行して行うということだが、ルートが固まってない段階で評価を行うのは非効率ではないのか。

2. 環境アセスメントの結果と、ルートを選定とが時期的にクロスするポイントがあると思う。  
節目節目できちんと報告されることを希望する。
3. 環境影響評価準備書の段階では、都市計画審議会での審議の前に、各委員に対し時間的余裕をもって情報提供してほしい。各ステップに分けて報告してほしい。

○回答

1. 環境アセスメントと都市計画の手続きは、本市、国、関係する自治体が協議、連携しながら進めている。環境アセスメントを進めながら最善のルートを探していくという面もある。
2. 節目節目できちんと報告させていただく。
3. ご指摘のとおり、早めに情報提供をさせていただくようにしたい。

**議題第 379 号 北九州市立地適正化計画の見直しについて（諮問）**

**（評価分析）**

○質問・意見

1. 小倉駅や城野等、比較的品質の高い住宅の供給は実施されている。ただ、居住誘導を考えると、量的なところの確保だけでなく、多様な方々に対して多方面のサポートや支援を行い、多様な人々が利用できるような都市機能施設も精査すべきと思う。
2. 人口全体が減る中で、利用頻度を上げる等の政策・考え方を検討しないと目標値（令和元年度の現況値）の維持はできないと思う。  
公共交通計画との整合をとる上で目標値を合わせるのは構わない。ただ、公共交通計画は市内全体の議論、立地適正化計画は居住誘導区域と都市機能誘導区域の議論のため、区域内の公共交通機関の利用者の動きは追っていくべきと考える。
3. 公共交通機関が動かなくなった場合の各事業者間の連携はどう図っているのか。  
新門司や平尾台等の遠方地に住む方への交通手段が確保出来るように施策に取り組むべきと思う。交通網は便利でなければ利用されにくいいため、イニシアティブを強く発揮していくべき。

○回答

1. 各地域で特色や強みがあり、そうした地域全体で居住誘導が図られる施策を検討していく。
2. 公共交通への考え方にも変化が見られるが、住民の利用を促す施策を検討する。

3. 各事業者間の連携といった視点も踏まえ検討していく。

### (防災指針)

#### ○質問・意見

1. 今回の見直しの中で、居住誘導区域に偏った防災対策を取らないようにして頂きたい。
2. 居住誘導区域だから安全という訳ではなく、各災害リスクがあることを市民に対し丁寧に説明していくこと。

#### ○回答

1. 市の地域防災計画においても市内全域を対象としており、居住誘導区域内外に問わず防災・減災対策は実施していく。防災指針においては、居住誘導区域等に着目して、防災対策の記載を行うが、居住誘導域外を含む地域全体についても議論していく。
2. 千年数千年に一度の想定最大規模の災害を想定しているが、起きないわけでもない。頻度等の情報は、誤解を与えることがないように、表現等に注意する。